

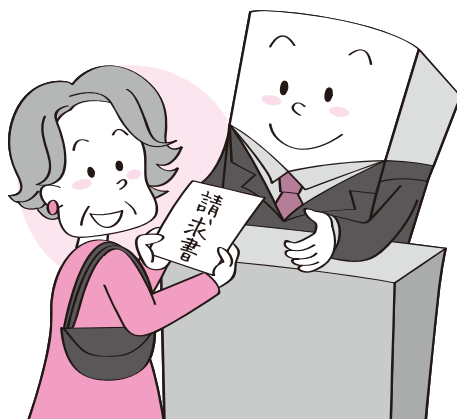
年金制度はどう変わる？

老齢厚生年金の請求について

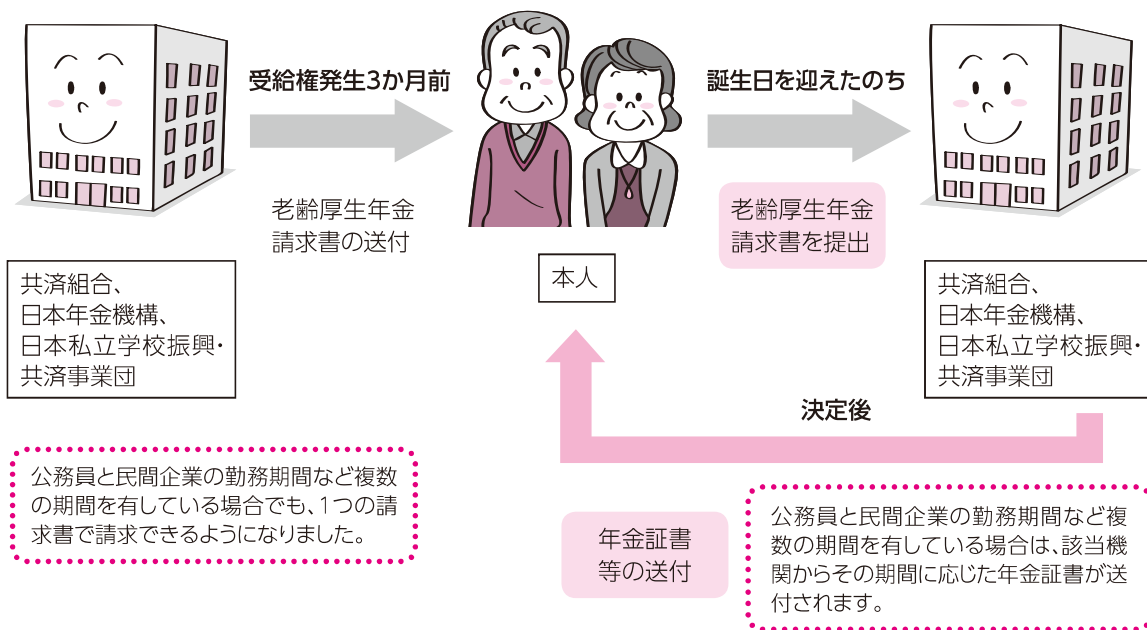
2015年10月から被用者年金制度の一元化に伴い共済年金は厚生年金に統一され、10月1日以降に年金の受給権が発生する方は、これまでの「退職共済年金」ではなく「老齢厚生年金」の請求をしていただくことになりました。

老齢厚生年金の請求書は、受給権が発生する誕生月の3か月前に共済組合、日本年金機構、日本私立学校振興・共済事業団のいずれかから送付します(例:2016年2月に受給権が発生する方は11月に発送予定)。誕生日を迎えたのちに、共済組合、日本年金機構の窓口機関である年金事務所、日本私立学校振興・共済事業団のいずれかに請求書を提出してください。

年金の決定後、本人のもとに年金証書等を送付します。



《老齢厚生年金の請求から決定までのイメージ》



《2015年9月以前に組合員期間がある方》

経過措置として、2015年9月以前の期間に応じた退職共済年金も受給できます。退職共済年金の請求は、老齢厚生年金の請求書を提出いただくことにより、老齢厚生年金と併せて決定します。

<お問合せ先> 年金課 TEL 082-545-8555